

江戸時代における光琳像の変遷について (下—九)

— 文政以後 (二) —

安田篤生 美術教育講座 (美術史)

承前

尾形光琳 (一六五八—一七一六) について語る場合、現在では「琳派」の絵師として取り上げるのが定着している。しかし、光琳在世当時、「琳派」という流派が存在していた訳ではない。「琳派 (尾形流)」を代表する絵師として光琳を位置づけたのは酒井抱一 (一七六一—一八二八) が初めてで、光琳が没しておよそ百年後のことである。文化十年 (一八一三) 冬に『緒方流略印譜 (二枚摺)』を版行した抱一は、光琳百年忌にあたる同十二年六月に改訂版にあたる『尾形流略印譜』一冊を上梓したのである。しかし、抱一以外の諸書においても光琳について言及されており、前稿まで、抱一の著作も含めた江戸時代の文献を通して窺える光琳に対する認識、すなわち江戸時代における光琳像 (イメージ) の変遷についてたどってきた。

特に前稿では、文化十二年に『尾形流略印譜』が上梓されて以降に示された光琳像 (イメージ) の内、小型書画人名辞典と『皇朝名画拾彙』について検討を加えた。本稿で検討を続けることとしたい。

一一、『尾形流略印譜』 (文化十二年版) 以降 (続)

(五) 『近世逸人畫史』

『皇朝名画拾彙』が刊行された二年後の文政四年 (一八二二) に没した江戸在住の中尾樗軒が著したのが『近世逸人畫史』一冊である。『皇朝名画拾彙』同様、本書にも光琳の項目を見ることはできないが、既に指摘したように、何帛について次のように記されている。

何帛ハ相州鎌倉人なり繪事を尾形光琳に学へり出藍の誉あり尤花卉に長す光琳没后印章を以て尽く此人に付与す因て此人の写する所の畫必光琳の印章を簞す通称平林立徳又白井宗賢と更ム鶴岡逸民金牛山人等数号あり (18才)

既述の内容を繰り返す煩を避け要点のみ記すと、抱一や谷文晁、菅原洞斎が何帛は乾山に師事したとするのに対して本書は光琳学習のみを指摘し、姓名も本書だけが「平林」としている。また、光琳没後に印章を何帛に付与したというのは、何帛が光琳の使用印に類似した「方祝」 (朱文円印) を用いているためかと思われる。本書には京都 (平安) の人で光琳の画法を宗としたという赤猫齋全暇も収録されており、文政年間に入っても引き続き光琳や関連する絵師の情報収集しようとする人たちが抱一周辺以外にもいたことを物語っている。

(六) 『酒井抱一編』『乾山遺墨』、『光琳百図』後編

文化十二年の光琳百年忌に合わせて遺墨展を開催し、『尾形流略印譜』と『光琳百図』を刊行して以降も抱一は光琳に関心を持ち続けていた。文政二年に知人の佐原菊塲を京都に派遣し、光琳の子孫である小西彦右衛門と相談の上で当時尾形家の墓所を管理していた妙頭寺本行院に光琳の墓碑を建て、翌三年三月に開眼供養をしていることも知られている。それだけではなく、文政年間に『乾山遺墨』と『光琳百図』の後編を相次いで出版し、自ら跋文を寄せており、それらについて見ていくことにしたい。

『乾山遺墨』は劈頭に善養寺にある乾山の墓石に刻まれた碑文を載せ、乾山の書や絵画、陶芸作品を収録した一冊であるが、末尾に次のような抱一による跋文が掲げられている。

〈余〉緒方流の画を学ふ事久しと雖更其意を得ず光琳乾山一双方の名家にして世に知る處なりある年洛の妙顯寺中本行院に光琳の墓有るを聞其跡を尋るに墓石倒虧 (予) いさゝか作をこして題字をなし其しるし迹に建其頃乾山の墓碑をも尋るに其處を知らず年を重京師の人に問と雖さらしらす此年十月不計して古筆了伴か茶席に招れて其話を聞く深省か墳墓 (予) 栖草菴のわたら叡籠の善養寺に有とゆふ日を待すして行見にそのことの如し塵を拂水そそき香花をなし禮拜して草菴に帰その遺墨を写し置るを文庫のうちより撰

出して一小冊となし緒方流の餘光をあらはし追福の心をなさんとす于時文政六年（癸未）十月乾山歳八十一没てより此年又八十有一年なるも又奇なり

於叡麓雨華葬抱一採筆「文詮」（朱文瓢形印）

文政六年に記されたこの文の一節については既に触れたことがあるが、抱一が乾山の墓所を知るに至った経緯が示されている。また、それに先だつて京都・妙顕寺本行院に光琳の墓碑を建てたことを述べている。しかしここで注目したいのは、「（余）緒方流の画を学ぶ事久しと雖更其意を得ず」「緒方流の餘光をあらはし」と、抱一自身が緒方流（尾形流）を学びそこに身を置くものの立場からこの文章を書いている点である。もちろん、抱一が光琳の遺墨展を営み『尾形流略印譜』や『光琳百図』を刊行したのは、光琳の流れをくむこの系譜の正統的な後継者が自分であることを示すためであった。一方、『光琳百図』の自跋では、光琳百年忌に合わせて開催した遺墨展に百幅あまりの作品が集まったので縮図したという経緯を述べ、「法橋の風韻を慕ふ輩の一助ともならむや」と考えて出版したと述べるだけである。また、既に指摘したことだが、『尾形流略印譜』の抱一による識語（跋）も「緒方氏」（光琳）の画風を慕つて写し貯めておいた印譜を請われて上梓するというだけである。両書のように光琳を慕つてその画風を学んだというだけではなく、抱一が自らを緒方流（尾形流）の絵師だと表明しているのは本書が初めてであろう。

次に、『光琳百図』後編二冊の巻頭には谷文晁による序があり、文政九年の年紀が記されている。従つて、本書は同年に編集され、出版されたとみられるが、下巻の末尾には抱一による次のような跋文がある。

緒方先生の繪かける所月々に日に目にさへきるものは筆にまかせ書集けるかや、一百圖に余りぬ今年文政丙戌の六月光琳忌の一助に備へ又是を百圖後編と名つけ二冊に綴て同好の人にあたへむと梓に行ことにはなりぬ
抱一暉眞誌

光琳のことを「尾形法橋」や「法橋」と記していた『光琳百図』の跋や「緒方氏」としていた『尾形流略印譜』の識語と異なり、ここでは「緒方先生」と敬称をつけている。また、せっかく光琳作品が百幅集まったので縮図したとしていた『光琳百図』に対して、日々光琳画を目にするごとに描き集めておいたものが百図になったので同行の人に与えるために出版したという。『光琳百図』や『尾形

流略印譜』との表記の違いに、自らの師が光琳であることを明らかにし、光琳画の縮図を分かち与える自分こそが正統な後継者であることをより明確に示そうとした抱一の意識を読み取ることができるとはならないだろうか。

（七）『画乗要略』

小型書画人名辞典である『鑒定便覧』について検討を加えた際に既に指摘したように、白井華陽が編術した『画乗要略』五卷二冊が天保三年（一八三二）に京都の書肆・栢屋勘兵衛と大坂の書肆・河内屋喜兵衛及び栢屋清右衛門から出版された。卷二までを収める上冊の巻頭には、いずれも天保二年に著された摩鳥松南、仁科白谷（幹）及び華陽自身による序が備わり、凡例と全巻の目次が続く。また、下冊の巻末には霊池山主確童が跋を寄せている。

本書を著した白井華陽について伝える資料は乏しく、詳細は明らかにされていない。新潟で生まれ、天保七年（一八三六）九月三日に没したとされるが卒年は不明で、墓所も発見されていない。弟が天明八年（一七八八）生まれと伝えられることから、それ以前に誕生し、別号に梅泉（棟泉）などを用いた。『画乗要略』の仁科白谷による序文などによると、はじめ絵を呉北汀に学び、江戸に出て亀田鵬齋に入門した後、京都で岸駒（一七四九／五六〇一八三九）、岸岱（一七八二～一八六五、別号・卓堂）父子について絵を学んだ。また、文政五年版と同十三年版の『平安人物志』にその名が見える一方、文政五年版より前の文化十年版には掲載されていないことが知られている。そのことから、華陽が京都に出て岸駒父子に師事して本格的に絵を学んで絵師として認められるようになったのは、文化十年から文政五年の間のことであったとみなされており、京都で没したとされている。従つて、『画乗要略』は華陽が晩年に京都で著した書である。

『画乗要略』には、附（つけたり）を含めると三百八十人以上の絵師の伝記とその作品に対する華陽らの論評が収録されている。狩野探幽以下、江戸時代初期から中期にかけて活躍した絵師を収録する巻二には、上冊の第二二丁裏から第二四丁表にかけて、以下のように宗達や光琳、宗雪や始興の項目が続けて立てられており、掲載順に検討を加えることにしたい。

宗達

野村宗達名悦號伊年又號劉青軒能登人初徙居加賀金澤晩入京寓居豊宗寺師狩野安信得其法大變其格花鳥用没骨法余嘗觀百花圖重重疊疊參差不亂曲盡其狀

光琳（乾山附）

尾形光琳名方祝又號寂明一平安人初學二常信一後師二伊年一又創一格一余嘗觀二芙蓉峯圖一以二濃墨一作二水際之岩一用二乳金一潑混（ツ、ギマジヘ）二墨汁一山頭塗二白粉一山腰塗二石青一用二石緑一作二松樹一粲然可觀如使他人作レ此則俗惡令二觀者發レ嘔也弟乾山亦能畫

北汀先生曰伊年光琳奇變不レ凡各有二偏長一以二他天才筆姿一令レ學二正派一則必與二雪舟元信一相抗識者深惜レ焉

柴田義董曰如二伊年之草花一自率二胸臆一揮灑縱橫信レ手得其二力量氣局可謂レ有過レ人者一蓋前輩決無レ此格一也至二光琳一益出新意二轉レ常爲レ奇筆姿微妙出二其天性一非二強學之所二能到一也

宗雪

宗雪不レ審二其姓名一後改二相雪一學二光琳一有二逸氣一余觀二其秋野鶉鳥圖一運筆設色似二其師一光琳歿後就二狩野某一請レ學二其家法一示二以二己畫一某嘆賞曰如學二吾家法一反失二其奇格一竟不レ授レ法結爲レ友云

始興

渡邊始興通稱求馬平安人初學二狩野氏一後參二以二光琳一淘汰二家一自成二一派一沖澹潤澤檀二名於一時一余嘗觀二其山水一殆與二尚信一爭先又觀二墨梅墨松一深得二光琳筆意一應舉常稱レ之爲二能手一

まず、宗達についてだが、既に触れたように、文化十五年に刊行された『本朝古今書画便覧』の「宗達（野村氏名ハ以悦号ハ伊年又劉青軒元能州ノ産加賀ニ住シ後京師豊宗寺ニ居ス法橋ニ叙ス画法一家ヲ成ス世ニ宗達流ト称ス）」という記載を踏まえていることは明らかである。その上で、狩野安信から学んだ画法に大幅な変革を加え、没骨法を用いて花鳥を描いていると指摘する。そして、実見した「百花図」について重なり合い入り交じる様をつぶさに描き尽くしている」と記している。

宗達の次に掲げられている光琳については、名が方祝で寂明と号した京都の人で、はじめ狩野常信に学んだが後に「伊年」すなわち宗達を師として独自の画風を形成したとしている。そして、実見した「芙蓉峯圖」について、濃墨で描いた水際の岩に金泥をほかし入れ、山頂部には胡粉を、中腹部には群青を塗り緑青で松を描いており色鮮やかだが、もし他人がこのように描いたなら俗悪で吐き気を催させるだろうと評しており、末尾に弟の乾山も絵画に秀でていたとしている。それ続けて、宗達と光琳に関する呉北汀と柴田義董の評言を記している。呉北汀

は、宗達と光琳は「奇変」つまり並外れて変わっておりそれぞれに偏つていて優れた点があるといい、他の優れた絵師の筆遣いや形態によって正しく学んでいたなら雪舟や元信に匹敵する絵師になつていたのであるう事を絵のことをよく知る人は非常に残念に思っているという。また、柴田義董は、宗達の草花は自らの胸中に従つて手に任せて縦横に描いたもので、その力量や才能は人並み外れており、いまだかつてこのように描いた者はいなかった。光琳に至つてますます新しいアイデアによって通常のものを超え抜くものに変え、その筆遣いや形態の微妙さは天性の才能によるもので学んで到達できるものではないとしている。

以上の記述の内、光琳の番号や狩野常信に学んだとする点は『本朝古今書画便覧』の記載と一致するが引用されていない内容も多く、参照したという程度である。それよりも、この部分の記述で注目すべきは、光琳がはじめ狩野派に学んだ後に宗達を師としたと指摘している点である。現在、光琳が常信に師事したという点は否定されているが、探幽に連なる狩野派の絵師に絵を学んだことは確かである。宗達との関係も、光琳は宗達没後に誕生していることから直接の師弟関係はないものの、宗達が残した作品を通じて光琳が宗達を学んだことは広く認められている。以上のように光琳の絵画学習について今日に近い見識を示しているのだが、本書の場合、凡例において「此編諸家次序或以二世系一或以二畫脈一故其先後非レ係二褒貶一也」という方針を示す中で光琳が宗達に学んだことを指摘していることが重要である。つまり、宗達から光琳へと「畫脈」つまり画系が継承されているという認識に基づいて学習関係を指摘し、宗達の次に光琳を配置しているのである。既に指摘したように、天明六年に刊行された『新撰和漢書画一覽』でも宗達、光琳、乾山、始興が続けて掲載されているが、始興について「尤光琳ノ風ヲ慕フ」と指摘される以外に学習関係について触れる所はなく、画系として意識されていたわけではない。いうまでもなく、本書に先だつて刊行された『尾形流略印譜』（『緒方流略印譜』）において抱一は、「時を隔て宗達の風を慕（ふ）」と光琳が宗達画風を継承したことを指摘し、「尾形流」という系譜を提示しているが、『尾形流略印譜』と本書との関係については後述することにした。

光琳に続いて掲載されている宗雪については、姓名は不詳で後に相雪と改め、光琳に学んで優れた気質があるという。宗雪を宗達の後継者とみなす抱一や今日の認識と異なり、光琳に学んだとする独自の見解を示しているのだが、これはこの一文に続いて記されている作品の評価に基づいていると考えられる。すなわち、「秋野鶉鳥圖」を見た華陽は、運筆や彩色が光琳に似ていると判断しているのである。それに続けて、光琳没後に宗雪は狩野派の絵師についてその画法を学

ほうとしたが、既に独自の画風を作り上げているのを見た狩野派の絵師は狩野派を学ばばかえって独自性を失うとして画法を授けることなく交友したという逸話を紹介している。しかし、この逸話の典拠は不明であり、光琳没後まで宗雪が活躍したという先後関係についても何に基づくのか不明である。

続く始興については、通称を求馬という京都の人で、初め狩野派を学んだ後光琳にまみえて狩野派と光琳の画風を淘汰してあっさりとして潤いのある独自の画風を形成し、名声をほしのままにしたという。「山水図」を見つけたところ狩野尚信と遜色なく、「墨梅墨松図」を見たところ深く光琳の筆意を得ているとしている。そして、円山応挙は常に始興を評価していたと最後に記している。始興が求馬を通称とする京都の人で、狩野派に学んだ後光琳の画風を慕ったというのは『新撰和漢書画一覽』以来の諸書が伝えており、典拠を明確にするのは困難である。ただし、実見した「山水図」を評するのに尚信の名を出している点は「始興（渡邊氏名ハ一通名ハ求馬初メ画ヲ狩野家ニ学ヒ後光琳ヲ師トス自ラ尚信ノ画風ヲ好ム京師ノ人一ツニ禁闕ノ士一ツニ近衛殿ノ臣ト子孫近頃迄アリ）」という『本朝古今書画便覧』の記載に類似しており、この書を参照したのかもしれない。さて、ここまで検討を加えてきた宗達の一つ前の項目は「僧雪峯」で、始興の次の項目は京狩野の「山ト」であるので、先述した宗達の始まり光琳に継承された画系を受け継いでいると華陽がみなしたのは始興までである。この間の記載内容を『尾形流略印譜』と比較してみると、宗達の伝記や光琳の師系、宗雪の位置づけが異なるなど、華陽が『尾形流略印譜』を参照した形跡は認められない。

また、円山応挙以降の絵師を収める巻四には、中村芳中について「中村方中平安人住浪華法光琳得其趣」（下32オ）、抱一について「抱一上人名輝信號雨華菴法光琳雅趣不凡時工恐服」（下33ウ）と記されている。抱一については、既に触れたように、「名輝信」と誤っている。そのことよりここで注目したいのは、抱一について「法光琳」とする評言が、京都出身で大坂に住んでいた芳中と全く同じである点である。『尾形流略印譜』については明治版に至るまで既に検討を加えたが、そこに芳中の名を見ることはなかった。一方、既に指摘したように、芳中は享和二（一八〇二）年に江戸で『光琳画譜』を出版している。それにもかかわらず、抱一やその後継者たちは、宗達に始まり光琳に受け継がれそして自らが継承したとしたその系譜に芳中を含めることはなかったのである。それに対して華陽は、抱一も芳中も光琳に法り描いたというだけで、両者の間にどちらが画系の正統的な後継者であるかなどといった差異を示していないのである。以上のことから、華陽は一時江戸で亀田鵬斎に師事してい

たが、『尾形流略印譜』を目にする機会がなかったのかと思われる。一方、宗雪に関する認識が異なるとはいえ、華陽が画系を継承した絵師として宗達から始興の名を連ねている点が『尾形流略印譜』と類似している事は確かである。しかし、それ以外の類似点を見出すことができず、華陽が全く独自に見出した画系なのか部分的あるいは間接的であれ『尾形流略印譜』に接した結果なのかは不明である。

なお、抱一が『尾形流略印譜』において「尾形流」の絵師に含めている立圃（立甫）の名も巻二に見ることができ（上25ウ・26オ）。そこには、絵を好んでいたことと「狂畫三十六歌仙圖」を挙げ、呉春（月溪）が立圃に倣って「三十六歌仙図」を描いたと指摘するだけで、師系について触れるところはない。

二二、『古画備考』三十五・光悦流

文政年間から幕末にかけて著された書物の中に、ここまでに取り上げた以外にも光琳や関連する絵師の名を見ることができ。例えば、文政九年以前に狩野章信（一七六五―一八二六）が著した『畫道傳授口訣』では、絵画に専心した優れた絵師として英一蝶とともに名が挙げられている。天保四年から同六年にかけて櫻井嵩鶴が著したとされる『嵩鶴畫談』にも光琳の弟子あるいは門人として「隆軒」と「蒔繪師永田友治」の項が立てられている。天保元年から嘉永五年（一八五二）にかけて安西雲煙が編術し刊行した『近世名家書畫談』各編や嘉永六年に著されたとされる金井烏洲著『無聲詩話』にも宗達や光琳の名を見ることができ。しかし、そのほとんどは著名な絵師の一人として名が挙げられているにすぎず、記載内容も断片的であったり既知のものであったり、新しい光琳像（イメージ）を示すものではない。

やまとまった記載があるのは、自序の記載から嘉永七年に成立したみられる堀直格編『扶桑名畫傳』である。巻三十三「庶士」には宗雪の項が立てられ、「姓しられず、喜多川氏、名は伊年、俵屋宗雪と號す、同氏宗達の舎弟ナリ、後相雪と改めたりとぞ、賀州の太守に仕へて、能畫なり、世に、宗達の筆蹟といへるもの、多くは宗雪が筆なりとぞ、寛永頃の人なるべし」と記した後に『扶桑名工画譜』と『尾形流略印譜』、『画乗要略』が引用されている。そして、それに続けて「按に、この宗雪は法橋の部に載する相説と、恐らくは、同人なるべし、されど、畫譜、略印譜等に、別人としたれば、漫りに、同人とも決めがたくして、姑く別人とす、また要略に、光琳に學ぶとあるは、誤りなり、兄宗達は、寛

永年間の人なれば、宗雪の時代、推しはかるべし、光琳は、享保元年、六十二歳にて、没せし人なり、享保は、寛永におくること、凡八十餘年なり、僻ごとなること、明けしといふべし、」という考察結果が記されている。しかし、ここに触れられている「法橋の部」は存否不明で、そこに収録されていたはずの宗達や光琳などについてどのように記載されていたのか知る術はない。

そうした中であって、朝岡興禎が嘉永四年六月十日に起筆した『古画備考』三十五・光悦流の持つ意義は大きい。幕府の奥絵師の一つである木挽町狩野家の出身で旗本の養嗣子となった朝岡興禎（一八〇〇～五六）が晩年に編纂した『古画備考』四十八巻は、聖徳太子の時代以降の絵師に関して伝記をはじめとする情報を収集した浩瀚な書で、自筆原本五十三冊が東京藝術大学附属図書館に所蔵されている。その巻三十五・光悦流については、『尾形流略印譜』の諸本を検討する中で同書に引用されている「光琳印譜」について言及した。自筆原本全般に関する共同研究の成果も公刊され、巻三十五・光悦流についても玉蟲敏子氏が乾山や何昂、鶯蒲を中心に検討を加えられている。

巻三十五・光悦流全体については、途中に白紙の頁も挟みながら本文だけで四十二丁にのぼるので、本稿ではまず第一五丁表から第二一丁表にかけて記されている光琳から考察を進めることにしたい。

(一) 光琳

『古画備考』三十五・光悦流において、光琳に関して以下のように記されている。

尾形光琳名方祝又号叔明平安人初學常信後師伊年又創一格余嘗觀芙蓉峯図以濃墨作水際之岩用乳金澆混墨汁山頭塗白粉山腰塗石青用石緑作松樹粲然可觀如使他人作此則俗惡令觀者免嘔也弟乾山亦能画北汀先生曰伊年光琳奇姿不凡各有偏長以他天才筆姿令字正派則必與雪舟元信相抗識者深惜焉柴田義董曰如伊年之草花自率胸臆揮灑縱橫信手而得其力量氣局可謂有過人者蓋前輩決無此格也至光琳益出新意〔15オ〕轉常為奇筆姿微妙出其天性非強學之所能到也〔画乗要畧〕○光琳宗達ノ風ヲ慕山本素軒ノ弟子トナル〔浅井不旧印譜〕○奥隅氏榮焼師系圖并器物ノ奥書ニ尾形藤三郎薩摩ノ呉服所也乾山燒ノ元祖此藤三郎かうりん模様ヲ書出也○光琳系図未出其称藤三郎矣雖然以宗謙書簡所當有尾藤三郎殿鑒考其文段謝歲暮鏡餅等之書而父子師弟之間也尾則尾形之略乎猶可考〔坦齋考〕○正徳六丙申六〔或書四〕月二〔六〕日〔年

五十二〕長江軒寂明青々光琳居士京師小川頭妙頭寺中本行院〔雁金屋藤三郎〕〔15ウ〕

質物手形

一光悦鹿之硯箱〔但内二硯水入有之〕 巻面
一信樂水指〔但塗ぶた有之〕 巻

貳色

右者金子急ニ依要用右之道具質物ニ入金子七兩利足月巻分ニシテ来春亥ノ三月切ニシテ借用所実正明白也右之日限ニ元利相調請戻シ可申候若一日ニても相延候ハ、御賣拂成共其方御所持に成共御心次第ニ可被成候尤一言之断申間敷候右之道具不残我等代々所持ニて外より構さ、ハリ毛頭無之候其内火難盗失不慮之義有之候者可為兩損定之為後日之仍而如件〔16オ〕

元禄七年戌ノ十月晦日 尾形光琳「日受」〔朱文円印〕〔花押〕
○光琳節分夜於花街所画宝船〔賀樂狂夫所藏〕〔羈旅漫録〕

〔那古海圖服紗紙也〕永貞ト出来 光琳筆「緒方」〔朱文方印〕〔朱肉薄シ〕〔前〕トミユ、法橋光琳畫〔花押〕、〔雲乘大黒天〕法橋光琳「方祝」〔朱文方印〕〔16ウ〕、青々光琳「方祝」〔朱文円印〕、「潤聲」〔白文方印〕〔17オ〕、前大僧正行尊諸共に「正子□」〔朱文壺型印〕〔三國筆海堂下鑒〕、「光琳」〔朱文方印〕〔コレより少大〕、〔山水〕法橋光琳「光琳」〔朱文方印〕、〔宇津山在中將と書於修行者立物〕法橋光琳「〔不明〕」〔朱文円印〕「道崇」〔白〕〔17ウ〕、〔白丁放鶴圖哥輝光脚トミユ〕法橋光琳「伊亮」〔朱文円印〕〔18オ〕」
光琳〔光琳印譜〕

尾形宗謙か子時を隔て宗達の風を慕山本素軒の弟子となり後法橋に叙すと淺井不舊の印譜に見へたり又尾形を緒方と改む花卉を画き人物に至てハイよ、古土佐の風韻を学ぶ當流の逸筆世に知るところなり享保元年〔丙申〕六月二日卒歳六十二京都小川頭妙頭寺中本行院に葬す長江軒寂明青々光琳居士と有り

「惟富」〔朱文方印〕、「堆翠」〔朱文円印〕、「尾形」〔白文方印〕、「惟富之印」〔白文方印〕〔18ウ〕、法橋光琳「伊亮」〔朱文円印〕、「方祝」〔白文方印〕、青々光琳「寂明」〔白文方印〕、「光琳」〔白文長方印〕、「光琳」〔白文方印〕、「道崇」〔朱文円印〕、法橋光琳「方祝」〔朱文方印〕、「方祝」〔朱文方印〕、「法橋光琳」〔白文長方印〕〔19オ〕、「方祝」〔朱文円印〕、法橋光琳「青々」〔朱文円印〕、「潤聲」〔白文方印〕、「道崇」〔白文方印〕、法橋光琳「道崇」〔白文方印〕、「潤声」〔白文方印〕、「潤声」〔白文方印〕、法橋光琳「道崇」〔朱文方印〕、「潤声」〔白文方印〕、「潤声」〔白文方印〕

（朱文方印）（19ウ）、（印文不明）（方印）、「光琳」（白文方印）、「光琳」（朱文方印）（坦書入長一寸五分 梅画横絹／文字ハコレト同ク一寸六分ノ印アリ琳ノ下ヒロシ輪太シ切タル所ナシ）、「光琳」（朱文方印）、「寂明」（白文方印）、「光琳」（朱文方印）、「光琳」（朱文方印）、法橋光琳「潤声」（白文方印）、法橋光琳（花押）、法橋光琳（花押）（20オ）、「潤声」（朱文方印）、「緒方」（朱文方印）、「尾形」（朱文瓢形印）、法橋光琳「緒方氏」（白文方印）、元禄七年戌ノ十月晦日 尾形光琳（花押）「日受」（朱文方印）（20ウ）、法橋光琳「光琳」（朱文方印）、法橋光琳「潤声」（朱文方印）、「成乙」（朱文方印）、青々斎光琳「寂明」（朱文方印）、青々光琳「方祝」（朱文方印）、（不明二字）（方印）（坦書入光琳□リ）（21オ）

光琳に関する記述は、「尾形光琳名方祝又号寂明平安人初學常信後師伊年又創一格余嘗觀芙蓉峯図」と始められているが、これはこの文の末尾に「画乗要畧」と注記されているとおり『画乗要畧』からの引用で、先述した全文が引かれている。後述するように、出典を明らかにして全文を引用するのは『古画備考』の特色の一つである。続く「光琳宗達ノ風ヲ慕山本素軒ノ弟子トナル」という一文は、「浅井不旧印譜」からの引用であると注記されている。既に検討を加えたように、この「浅井不旧印譜」とは『尾形流略印譜』で抱一が引用していた「浅井不舊の印譜」すなわち「本朝畫家印譜」である。菅原洞斎編『画師姓名冠字類抄』にも「浅井本」として引用されており、本来そこには「尾形宗謙子剃髮号光琳山本素軒弟子叙法橋正徳六（丙申）年六月二日卒長江軒寂明青々光琳居士葬地京都小川頭妙顕寺」と記されていたと考えられる。『古画備考』の引用文はそれとは異なり、「尾形宗謙か子時を隔て宗達の風を慕山本素軒の弟子となり後法橋に叙すと浅井不舊の印譜に見へたり（下略）」と記す『尾形流略印譜』と一致する。従って、朝岡興禎は「本朝畫家印譜」やその写本によつたのではなく、『尾形流略印譜』に基づいてこの一文を書いたと考えられる。

続いて「奥隅氏楽焼師系圖并器物ノ奥書」が引かれ、「尾形藤三郎」が薩摩藩島津家の呉服所で乾山焼の元祖であり、「かうりん（光琳）模様」を書き始めた人物として記載されているとする。当該資料がどのようなものか不明で、内容も藤三郎は光琳の実兄であるとする現在の認識と大きく異なるが、続く二つの項目はいずれも「藤三郎」に関係している。すなわち、次に記されているのは「尾形藤三郎」について檜山坦斎が考究した結果で、「光琳系図」にその名は見えないが「尾藤三郎」に宛てた宗謙の書簡が歳暮や鏡餅の礼状であることから親子か師

弟の關係であろうかとしつつ、「尾」が尾形を省略したものかなお考察が必要であるとしている。このように、資料を博搜して探求しようとする坦斎のような同時代人からもたらされた情報をそのまま掲載しているのも『古画備考』の特徴の一つである。それに続いて光琳の卒年や戒名、葬地が記され、「雁金屋藤三郎」と注記されている。ここに記されている卒年等は、「享保元年丙申六月二日卒歳六十二 京都小川頭妙顕寺中本行院に葬す 長江軒寂明青々光琳居士とあり」とある『尾形流略印譜』の記載と極似している。また、光琳が没したのは四月六日で享年は五十二歳であるとする異説が添え書きされている。既に見たように、この異説の内容は文化二年までに版行されていたとみられる『続茶人花押藪』や光琳の没年や享年等については同書の記載を引用する『本朝古今書画便覧』と一致する。従って、ここにいう「或書」とはこの両書の内いずれかであると考えられる。すると問題になるのは、注記されている「雁金屋藤三郎」とはいかなる人物で、記されている卒年等の情報にどのように関わっているのかである。先に「尾形藤三郎」を呉服所とみなしていたが、光琳やその兄である藤三郎の生家が雁金屋を屋号とする高級呉服商である事は今日広く知られており、「尾形藤三郎」と「雁金屋藤三郎」を同一人物と捉えていた可能性はある。しかし、そのように考えると『古画備考』編纂時点からかなり隔たった過去の人物名を書き記したことになる。「尾形藤三郎」と「雁金屋藤三郎」の關係や、光琳の卒年等を記すこの一文と「雁金屋藤三郎」の關係については不明とせざるを得ない。

第一六丁表から裏にかけては「質物手形」の全文が写されている。このように、關係する資料をできるだけ正確に、そのままの形で掲載しているのも、『古画備考』のもう一つの特徴である。『尾形流略印譜』と『画師姓名冠字類抄』に所載されている「元禄七年戌ノ十月晦日 尾形光琳「日受」（朱文方印）」という年紀と署名がこの「質物手形」のものであることが判明したのも、原資料が正確に写されていたおかげである。

「質物手形」に続いて記載されている一文には、曲亭馬琴著『羈旅漫録』の一節であると注記されている。既に指摘したように、この一文は、同じく馬琴の著作ではあるが享和四年に刊行された『蓑笠雨談』に収録されている「烟花城書画展覽の目録」の中の一と一致する。『羈旅漫録』の刊本では項目名のみ記し、「此条雨談に載たれば省く」として内容は省略している。一方、『羈旅漫録』の写本には『蓑笠雨談』と同じ内容が記されており、朝岡興禎は写本によりこの一文を記したと考えられる。

以下、第一八丁表にかけて落款と印章が収録されている。ただし、第一七丁裏

の「前大僧正行尊諸共に」「正子□」（朱文壺型印）は「三国筆海堂卜鑑」と注記されているように光琳のものではなく、何故ここに収録されているのか不明である。それ以外は光琳の款印であり、「那古海圖服紗紙也／永眞ト出来」「朱肉薄シ」「前トトミユ」、「雲乗大黒天」、「コレより少大」、「山水」、「白」、「宇津山在中将と書於修行者立物」、「白丁放鶴圖哥輝光脚トミユ」のように注記されているものが多い。「白丁放鶴圖哥輝光脚トミユ」と注記されている款印が、現在静嘉堂文庫美術館に所蔵されている「鵜舟図」に近似しているように、いずれも作品を見つけて款印を採録する際に記した注記と考えられる。その内、「朱肉薄シ」、「コレより少大」というのは印章の形状についての、「白」というのは実際の印は白文であることを示すための記載であろう。それ以外の注記は款印を採録した作品名に関するもので、先行書を引用した場合に典拠を注記しているのと同工である。

続く第一八丁裏から第二二丁表にかけて収録されているのは『尾形流略印譜』（光琳印譜）からの引用であり、前稿に委ね再説する煩を避けた。

以上の検討結果を通覧すると、収集した資料に基づいて新たな解釈を示すというより、博搜した資料を正確に写し留めようとするのが朝岡興禎の姿勢であるように見受けられる。しかし、この見解の当否は、少なくとも巻三十五全体を見た上でないと判断できない。

（二）先行書からの引用

前節で指摘したように、『古画備考』三十五・光悦流の記載の仕方にはいくつかの特徴が見られるので、続いて光琳以外にも対象を広げ検討を加えることにしたい。

まず、光琳の部分にも見られた先行書の引用についてである。

光琳にも引用されていた『画乗要略』は、宗達や宗雪、始興、抱一の項でも引かれている。その引用の仕方は、宗達では「野村宗達名以悦号伊年又号劉青軒能登人初移居加賀金澤晚入京寓居豊寺師狩野安信得其法大變其格花鳥用没骨法余嘗觀百花図重々疊參差不乱曲盡其状」（6ウ）。宗雪では「宗雪不審其姓名後改相雪学光琳有逸氣余觀其秋野鶉鳥図運筆設色似其師光琳歿後就狩野某請学其家法示以己画某嘆賞曰如學吾家法反失其奇格竟不授法結為友云」（12オ）。始興でも「渡辺始興通称求馬平安人初学狩野氏後參以光琳淘汰二家自成一家（派）冲澹潤澤壇名於一時余嘗觀其山水殆与尚信爭先又觀墨梅墨松深得光琳筆意應舉常称之為能手」（30ウ）と全文を引用している。ただし、抱一では「抱一上人号雨華庵法光

琳雅趣不凡時工恐服」（38オ・ウ）と「名輝信」の部分削除しているが、これは他の資料との齟齬を避けるためであろう。

『羈旅漫録』の書名も始興の項に見ることができ、「始興画遊女大江像（上粘大江之書）樋口氏所蔵」（30ウ）と記載されている。割注の二文字目は「粘」ではなく「貼」が正しいが、やはり全文が引用されている。

『新撰和漢書画一覽』も「書画一覽」の書名で宗達、始興のところ引かれている。宗達では「宗達京師ノ人トアリテ其後ニ云カ又万年宗達ト称スル者伊年ノ族也其子孫加州ニ仕世々宗達ヲ通称トス各号ヲ異ニス万年ノ後ニ李少年又郭大年ト称スル者並ニ画ヲ能ス然トモ伊年万年ニ不及コト遠シ」（6オ・ウ）とあり、「名ハ伊年法橋位京師ノ人画法一家ヲナシ、花卉禽虫ヲ作。世ニ宗達流ト称ス」と書き出される原文をかなり短縮しているが、それ以降は原文のままである。始興でも「渡邊始興称求馬画ヲ狩野家ニ學テ後一家ヲナス光琳風ヲ慕フ京師人」（30ウ）と、「尤光琳ノ風ヲ慕フ」という原文とごく一部相違しているが、誤写の範囲内であろう。なお、『新撰和漢書画一覽』には光琳や乾山、光悦や光甫の名も見えるが、『古画備考』には引用されていない。

光琳が収録されていないので前節ではその書名が見えなかったが、『皇朝名画拾彙』も「拾彙」の書名で光悦と光甫、宗達の項で引かれている。光悦では「本阿彌光悦号大虚庵亦德友齋寛永十四年二月三日没歳八十六〇氣宇高尚臨池之妙所举称画又逸格然傳世甚少嘗聞所画三十六歌仙像至今某氏嫡家藏之」（1ウ）と書き出されているが、「〇」で隔てられた前後とも同書からの引用である。光甫では「嘗嗜茶香能製陶器學祖翁之蹟精丹青之道然其画拂地不傳唯藤蓮丹楓三幅現存于其家」（4オ）と最初の「常」を「嘗」と誤写しており本文に続く割注も削除しているが、光悦と同じく「本阿彌光甫（光悦孫／光瑳子）号空中齋」という書き出しも同書と一致する。宗達では「写山樓説賀州人野之村氏云々始師永德後學本邦古画別為一家所画最似光悦其師受先後未得詳矣今傳世者多是偽做嘗見源語閣屋卷図有光廣卿題詠殊為真跡」（5オ）とあるが、この場合も「俵屋宗達字伊年号對青軒叙法橋」という書き出しも同書と一致している。

本稿で検討を加えた『近世逸人畫史』も何昂の項で「逸人画史」の書名で引用されており、「何昂相州鎌倉人繪事を尾形光琳に学ふ尤花卉に長ず光琳没后印章を以て尽く此人に付与す因て其写する所の画に必光琳の印章を簽す通称平林（立イ北林也）立德又白井宗賢と改む更ム鶴岡逸民金牛山人等数号あり」（28オ）と記されている。先に示した同書の何昂の項の記載と一部異なるが、同書が刊行されず写本だけで伝わったことを考えると、意図的な改変や誤写による違いであ

るより参照した写本の違いによる可能性が高いだろう。

宗達の項を見ると、「逸人画史カ」と注記して「宗達其俗姓をとへハ京の遊人也と山楽か粉本ニ倣ふ花草をよくす人物次之餘ハ又次之春秋の菜艸を画くに金碧を以て具にずいを引一風をなして世俗を悦ハしむ」（5オ・ウ）の一文が引かれている。しかし、この一文の出典は『近世逸人畫史』ではなく、光琳に関して言及したところのある大岡春卜編『画本手鑑』³⁰である。その巻六・補遺に「草花」と題して記載されている文章とほぼ一致している。

同じ宗達の項の中に、出典を示さずに「宗達墨画寒山（進藤一葉茶亭二階ニカ・ル）」、「宗達画拾得（中川石見守茶亭後二二階ニカ・ル）」（6ウ）と記されているが、いずれも『槐記』から引用されたものである。『槐記』は近衛家熙（一六六七〜一七三六）が口述した内容を侍医である山科道安が筆録したもので、その五月一日条に「進藤一葉へ御成」として茶席の設えが記述されている中に「茶後二階掛物（宗達墨畫ノ寒山）」と記されている。また、同年二月十一日条にも「進藤一葉へ御成」として茶席の設えが記されており、その中に「二階掛物（宗達ノ十徳）」とある。その一つ前に記された二月九日条が「中川石見守へ御成」としてやはり茶席の設えを記載していることから、「進藤一葉」と混同したものとと思われる。

また、乾山と抱一の項では、『武江年表』も引かれている。抱一の部分では、「酒井氏字栄八郎（雅樂頭）忠孝朝臣男（出家一向宗）等覚院暉真始号屠陵後改鷲村文政十一年廿九日（廿一日）化年七十二（六十八武江年表）十二月七日葬（坦記）」（36オ）と、檜山坦齋から寄せられた情報に異説として添え書きされている。それに対して乾山の項では、「寛保三年六月二日尾形乾山卒八十三歳号深省称新三郎法橋光琳の兄なり弟とするは非也陶器に名あり茶事を能す坂本養善寺に葬す（武江年表 按二其没年ノ寿又光琳没年ノ寿ヲ以算スルニ兄ニハ非ス弟ナリ）」（23オ）と記している。つまり、乾山の没年月日に関する『武江年表』の記事全文を引用したのに続けて、その誤りを割注で正しているのである。

『古画備考』三十五・光悦流の末尾に掲げられている篤蒲の項では「廣益諸家人名録」から引用したと注記して、「篤蒲名詮真一号伴清獅現（會日一六／下谷金杉篤塚）雨華菴參議」（40オ）と記されている。これも、一部の用字や記載形式が異なるものの、天保七年に刊行された『當時／現在』廣益諸家人名録³¹第二二丁表の記載と一致している。

以上に見たように、先行書から引用する際に出典を示して全文を引くことを原則としている。しかし例外はあり、引用箇所があまりにも長文である場合は省略

されたり必要部分だけが抽出されている。例えば、光悦の項には『羅山文集』に収録されている「鷹峰記」が引用されているが、冒頭部分を示すだけで以下は省略されている（1ウ）。また、宗達の項には「林泉名勝圖會」と注記されて寛政十一年に刊行された秋里籬鳥著『都林泉名勝図會』から京都・養源院障壁画に関する記載が引かれているが、宗達に関する部分に限定されている（5ウ）。

引用文の出典を明示するのは菅原洞齋編『画師姓名冠字類抄』にも見られ、江戸時代後期に編術された書物では決して珍しいことではない。しかし、全文引用を原則としていることも含めてここまで徹底されている点は『古画備考』の特徴の一つとして指摘して良いだろう。

小 結

本稿において、前稿に引き続いて文政年間以降に編述された諸本について検討を加え、そこに示された光琳像（イメージ）や抱一が「尾形流」に含めた絵師に関する認識について考察を進めた。しかしながら、章の途中で与えられた紙数が尽きてしまった。

『古画備考』三十五・光悦流に関しては検討すべき点はまだ残されており、全体像を示すこともできなかった。幕末から明治初年にかけての光琳像（イメージ）の変遷についても検証すべきであろうが、次稿にゆだねることとしたい。

註

(298) 「江戸時代における光琳像の変遷について（上）」「同（中）」「同（下）」
 一）「同（下―二）」「同（下―三）」「同（下―四）」「同（下―五）」「同（下―六）」
 二）「同（下―七）」「同（下―八）」（『愛知教育大学研究報告』第50・52・54・58・61・63・64・66・67・68輯（芸術・保健体育・家政・技術科学編）二〇〇一〜一九九一年。なお、本稿における章や註、表、図の番号は前稿を引き継いでいる。

(299) 『近世逸人畫史』は、『定本』日本絵画論大成 第10巻（ペリかん社、一九九八年）に所載されている東京大学史料編纂所蔵本による。また、中尾樗軒については同書を編集・校訂された木村重圭氏による「京都と江戸の画人伝」（同書所収）を参照した。

(300) 註(298) 前掲、拙稿（下―四）。

- (301) 『近世逸人畫史』に、「赤猫齋 平安人名全暇 畫法光琳を宗とす又自己の狂画妙絶」(14オ・ウ)とある。なお、全暇についての詳細は不明である。
- (302) 『乾山遺墨』は、『琳派絵画全集』光琳派二(日本経済新聞社、一九八〇年)に所載される東京藝術大学所蔵本による。
- (303) 註(298) 前掲、拙稿(下―四)。
- (304) 『光琳百図』の跋に、「文化乙亥の六月二日尾形法橋の百年に当れば同好の者を招き集計るにかの法橋の畫一幅つ、携来りぬ其画百幅に満り雲煙過眼となさむもほいなしとて縮圖となし一冊にはなりぬ法橋の風韻を慕ふ輩の一助ともならむやとやかて梓に裏こしかなり 抱一暉眞」とある。
- (305) 註(298) 前掲、拙稿(下―六)。
- (306) 『尾形流略印譜』の識語に、「余聚緒方氏印畫撥拾之也嘗以慕其風隨得隨摸而藏之頃者骨董某氏請襄其譜于梓以公之好事士乃索篋衍輯以與之庶幾觀者補其所漏爾 文化乙亥六月二日 抱一道人識「文詮」(朱文瓢形印)」とある。
- (307) 『画乗要略』は、『定本』日本絵画論大成』第10卷(べりかん社、一九八〇年)に所載されている東京大学附属図書館所蔵天保三年版による。
- (308) 白井華陽の伝記は、註(307) 前掲書の木村重圭氏による解題による。
- (309) 註(298) 前掲、拙稿(下―八)。
- (310) 『本朝古今書画便覧』には、「光琳(緒方宗謙ノ季子名ハ方祝通称雁金屋藤重郎江戸ニ住ス一名道崇又寂明潤声伊亮等ノ數号有享保元年四月六日ニ没ス五十二歳画ヲ狩野常信ニ学ヒ土佐家ヲ慕フテ新意ヲ出ス法橋ニ叙ス又漆器ヲ作り描金ヲ善シ茶事ヲ好ミ假山ヲ造ル風流ノ人ナリ)」と記されている。
- (311) 拙稿「尾形光琳と狩野派―狩野派学習と水墨表現に現れたその影響―」京都大学文学部美術史学研究室『研究紀要』第一号、一九九〇年。
- (312) 註(298) 前掲の拙稿(下―四)で指摘したように、延享三年(一七四六)に刊行された『茶人花押藪』にも光琳は狩野常信に画法を学ぶとともに土佐家と宗達の筆意を慕って新意を出したと指摘されている。ただし、そこには宗達から光琳へと画系が継承されたという認識は示されていない。
- (313) 註(298) 前掲、拙稿(中)。
- (314) 註(298) 前掲、拙稿(下―八)。
- (315) 註(298) 前掲、拙稿(下―二)。(下―七)。
- (316) 註(298) 前掲、拙稿(下―一)。
- (317) 『畫道傳授口訣』は、国立国会図書館に所蔵されている嘉永二年転写本を底本とする『定本』日本絵画論大成』第4卷(べりかん社、一九九七年、解題・

- 安村敏信)による。本文の該当箇所は同書一一八頁および一二四頁。
- (318) 『嵩鶴畫談』五巻は国立国会図書館等に写本が所蔵されているが、本稿では便宜上、坂崎坦編『日本絵画論大系』V(名著普及会、一九八〇年)所収本による。本文の該当箇所は同書五三九頁および五六三頁。
- (319) 『近世名家書畫談』は初編二巻が天保二年に、二編四巻が天保十五年に、三編二巻が嘉永五年に江戸の書肆・和泉屋金右衛門から版行されている。本稿では、架蔵の後印本によった。本文該当箇所は初編「書画心得の事」(上1ウ)、初編「畫の私論の事」(上8ウ)、三編「南北述古」(附方今書評) (上4オ)、三編「術畫」(下16オ)、三編「取畫」(下34オ)。
- (320) 『無聲詩話』は、便宜上、坂崎坦編『日本絵画論大系』I(名著普及会、一九八〇年)所収本による。本文該当箇所は同書五二四頁。
- (321) 『扶桑名畫傳』は、国立国会図書館や宮内庁書陵部、東京国立博物館等に筆写本が所蔵されているが、本稿では便宜上、明治三十二年に哲学書院から刊行された史料大観所収本による。本文該当箇所は同書六三一頁。
- (322) 『古画備考』三十五・光悦流は、東京藝術大学附属図書館に所蔵されている自筆原本による。
- (323) 註(298) 前掲、拙稿(下―七)。
- (324) 古画備考研究会編『原本『古画備考』のネットワーク』思文閣出版、二〇一三年。
- (325) 玉蟲敏子「『古画備考』卷三五「光悦流」の問題」(註(324) 前掲書所収)。
- (326) 註(298) 前掲、拙稿(下―二)。
- (327) 註(298) 前掲、拙稿(下―四) および(下―七)。
- (328) 註(298) 前掲、拙稿(下―二)。
- (329) 註(298) 前掲、拙稿(下―一) 註(64)も参照されたい。
- (330) 註(298) 前掲、拙稿(上)。
- (331) 『槐記』は、哲学書院刊史料大観所収本を参照しつつ『茶道古典全集』第五卷(一九五六年、淡交社)所収本による。
- (332) 『當時／現在』廣益諸家人名録』は、『近世人名録集成』第二卷(勉誠社、一九七六年)に収録されている東京都立中央図書館特別買上文庫蔵天保七年刊本による。

(二〇一九年九月二十四日受理)

